

社会福祉法人 日本ライトハウス

令和2年度 事業計画書

○ 基本方針	1
○ 法人本部	3
○ 視覚障害リハビリテーションセンター	4
障害者支援施設きらきら	4
障害福祉サービス事業所わくわく	5
職業訓練部	6
盲導犬訓練部	7
大阪盲人ホーム(はなてん治療院)	8
居宅支援センターてくてく	8
鶴見区障がい者基幹相談支援センター・相談室	9
養成部(視覚障害生活訓練等指導者養成事業)	11
リハビリテーションセンター共通事業	13
○ 情報文化センター	15
ネットワーク事業	15
サービス部	16
製作部	18
研究開発事業	22
教科用図書製作・供給事業	22
多部数点字データ製作・供給事業	22
厚生労働省委託事業	23
総務部	23
早川福社会館点字図書室	24

社会福祉法人日本ライトハウス

令和2年度 基本方針

日本ライトハウスは、岩橋武夫が1922年(大正11)に自宅で点字図書を出版した年を創業の年としており、2年後の2022年(令和4)には創業100年を迎える。岩橋は、1935年(昭和10)より大阪阿倍野の地で第二次世界大戦前・後を通して視覚障害福祉の事業を起業、拡充するとともにヘレン・ケラー女史を招致するなどして時代の変革に努め、1954年(昭和29)に56年の生涯を閉じた。

29歳で2代目理事長となった岩橋英行は、1960年(昭和35)には就任後わずか6年で鶴見区に本拠を移し、法人名を日本ライトハウスと改めた。1965年(昭和40)より視覚障害のある人が自らの意思で自立した個人として生きることを支援する理念や方法を“有能なる社会人の創造”と呼び、わが国では例をみない歩行訓練、職業指導、生活指導などを集積した視覚障害リハビリテーション体系を確立し、1969年(昭和44)には念願の「職業・生活訓練センター」を完成させた。そこは、新しい生き方を模索する視覚に障害がある人達や若い研究者の夢と希望を育む場でもあった。その実践の砦が本部建物のうち南館と呼んでいる建物である。しかし、今や耐震構造もままならないただの古い建物になってしまった。

今、その改築計画を若い職員に託しているところである。

一方、日本ライトハウスの足跡を顧みた時、土地の寄贈を機に往時の若い職員による建設計画が企画され、その実現が法人事業のカンフル剤となった二つの事業がある。

一つは、1978年(昭和53)に「行動訓練所(盲導犬事業)」を和歌山県田辺市に新築したことである(*1995年(平成7)に大阪府千早赤坂村に新築移転)。いま一つは、1979年(昭和54)に図書部門を「盲人情報文化センター(情報文化センター)」として大阪市西区に新築移転したことである。建築費の捻出には相当な無理があったが、職員の事業推進計画案に対して、若き日にブルドーザーのような突進力で事業を興した岩橋英行理事長は率先して募金のために方々に赴き、募金委員会を設立して今に続くチャリティコンサートなども企図された。

点字教科書の発行、声の図書館を開設して録音図書の制作・貸出、コンサイス英和辞典の点字出版、歩行指導員養成講習会の受託、『世界盲人百科事典』の出版、サピエ図書館に象徴される全国の情報提供施設・団体によるネットワークの発展を支えるなど、わが国では唯一の総合的な視覚障害者福祉団体として自他ともに認めるところであり、これらの事業は確実に視覚に障害がある人の社会参加に貢献してきた。その原点はフロントランナーであるという気概と矜持と運営努力にあったといえる。

日本ライトハウスは、篤志家のご寄附や拠点・事業間の資金のやりくりに委ねながら財政運営を行っている。さらに今後の事業推進や福祉サービスの持続性や将来性を考えれば、事業自体の収益性や生産性を高めるための創意や対策が必要なことはいうまでもない。将来にわたる福祉サービスの持続可能性が担保されてこそ意味がある。

法人では、各部事業の遂行状況の確認や当該年度の事業計画の達成度、抱える課題などについてヒヤリングを実施した。そこから派生する課題について以下の改善点を確認した。

1. 業務評価の実施と部門内のコミュニケーション力の浸透

P(plan) D(do) C(check) A(action)サイクルに基づいて上位職と職員との双方向のコミュニケーションを確立し、業務遂行の価値を共有できる風通しのよい職場づくりをめざす。

2. 各部の運営組織のガバナンス強化

各部の業務の意図を明確にし、それぞれの組織が機能し、ミッションに基づいた福祉サービスを創造し、経営努力が発揮できるよう整える。

また、次世代リーダーの養成を進めるとともに、各部横断的な委員会の設置、事業間の業務提携、人権研修などにおける職員交流をすすめ、組織の硬直化を防ぐ。

3. 人材の養成と確保

福祉分野の人材難が言われて久しい。職員の加入を図るために考え得る方策を講じるとともに、魅力ある日本ライトハウスの業務内容や職場環境の構築に務める。

特に、当方の事業を側面的に支えて頂いているボランティアの方の養成に力を注ぐ。

4. 情報提供

日本ライトハウスのトータルな情報はホームページによって提供されている。しかし、本体のホームページに各部独自のホームページを立ち上げて個別の情報提供、スマートフォンに対応したSNSによる情報提供、クラウドファンディングによる資金調達も行われている。情報発信のあり方について検討する。

「法人創業100周年に向けたグランドデザイン」は、事業計画や数値目標をその場しのぎにしないで、現行事業を地道に推進しながら、事業の持続可能性を検証し、新しい息吹を吸収しながら次世代に向けて事業を果敢に推進することである。それを目指して職員一丸となってことに当たる。

法人本部

法人としての事業を推進し、職員の勤務環境や働く上での条件などを整えて、法人各事業所の円滑な事業展開の潤滑油となるよう、各事業所との協力・連携を緊密にする。また、対外的な情報発信や募金運動を推進して安定的な法人事業の推進を図る。

今年度は以下の5点を重点項目とする。

1. 広報活動・啓発活動の展開

法人事業にご理解を頂いてボランティアや援助会員としてご協力いただけるよう広報活動を行う。

今年度は、盲導犬育成事業50周年の記念の年を迎える。記念事業として、「盲導犬育成事業50周年記念フェスタ」を9月27日(日)に開催し、この機会をとらえて、盲導犬育成事業への支援の輪を大きく広げていく。

2. 募金事業の強化

眼科医会・獣医師会ほか関係団体のネットワークを拡充して犬型募金箱の設置に協力して下さる方の拡大を図るとともに、日本ライトハウス後援会「灯友会」とともに街頭募金を行うこと、「日本ライトハウスの盲導犬を育てる会」との連携を図って、当方事業へのご理解とご支援を仰ぐ。新たな援助会員の方や、支援者の拡大をめざし、寄附金の確保に努める。

3. 海外との交流と記念行事

姉妹施設提携を締結している韓国・シロアム福祉会をはじめ、世界盲人連合への協力等、海外との交流・連携を一層進展させる。アジアにおける盲人福祉・教育・失明防止等に貢献のあった方を顕彰するため「岩橋武夫賞」の授与を継続する。

4. 衛生委員会・産業医・ストレスチェック制度の有効活用

衛生委員会における検討をもとに産業医と連携し、職場の衛生面・安全面を向上させることをめざす。ストレスチェック制度を活用し、メンタルヘルスの不調や健康障害を早期に発見、必要な措置を講じる。

5. 職員研修の深化

職員が「経営理念」や「職員倫理綱領」「職員行動規範」について理解を深め、人権意識や自己啓発意識を一層高めることができるよう、職員全体研修会(年1回)、役職者研修会(年1回)、人権啓発研修会(年2回)の研修を行う。

これらの研修は、導入を検討している「新業務評価」と密接な関係にあるもので職員の能動的な参加のもとに推進する。また、外部団体等が主催する人権啓発などの様々な研修会・講習会に積極的に職員を派遣する。

視覚障害リハビリテーションセンター

リハビリテーションセンターの事業は多岐にわたり、その課題もさまざまであるが、ひとりでも多くの方々から選ばれる事業運営を共通の目標として掲げる。

サービス改善・苦情受付委員会、虐待防止委員会、事故リスク予防委員会を定期的開催し、部署を越えて情報共有を行い、さまざまな立場からの意見交換により、問題の解決方法を検討する。その他、防災、人権研修、衛生、給食等の委員会活動だけでなく、各種イベントや講習会の実施運営は、人員やスペース、時間の制約がある現状では大いに工夫をしなければ成立しない。しかしながら、一人あるいは当該部署だけで抱え込まずに情報共有できる場を作ることは、利用者と職員相互にとって話しやすく、事故や虐待を起こさない環境作りにつながる。またこのような活動により職員のアセスメント能力や支援技術の向上、業務に対するモチベーションアップが期待できる。

鶴見事業所南館建物の改築に向けて

これまで支援してきた視覚障害者に加え、地域に暮らす人々のさまざまな生活課題、地域のニーズに対応できる事業・サービスについて職員の知恵を出しあっていく。

私たちの果たすべき機能として、「視覚障害のある人への支援機能」「多様性と包括性の実践機能」「地域との共生機能」と考え、障がいのある人たちに寄り添いながら、その社会課題から目を背けることなく、すべての人たちが共生できる社会の創造こそが最大の使命であると考えている。

新事業のコンセプトを『地域を創造する ～理想の地域社会の提案～』と位置づけ、働くこと（障害のある人をはじめ、地域の人たちの雇用創出）、つなぐこと（利用者や障がいのある人、地域の人たちとの情報交換、相談、交流の場としての機能）、学ぶこと（生涯学習の場、支援者育成の場としての機能）の実現へ向けて事業を構築していく。

障害者支援施設 日本ライトハウスきらきら

自立訓練（機能訓練）部門と就労移行支援部門では、感覚機能障害である視覚障害から派生する様々な困難を解消するための支援に加え、利用者それぞれが抱えている生活上の問題を軽減するよう支援を続けていく。職業自立の希望に対しては、職業訓練、三療の資格が取得できる特別支援学校や施設のほか、就労継続支援A型やB型など就労系の事業所に

つなぐ支援を行う。また、職場復帰のための就労移行支援や一般就労をした方に対しての職場定着支援事業については、高い専門性を持つマンツーマンの支援が必要となるため、引き続き職業訓練部の協力も得て実施する。修了後もリズムのある活発な日中活動を送っていただくために、障害福祉サービス事業所「日本ライトハウスわくわく」のご利用を積極的に勧めている。日本ライトハウスリハビリテーションセンターにおいて、切れ目のないサービスを受けることができるため、多くの利用者の進路として大切な存在である。一部の日中活動や行事については共同で開催するなど、今後も協力関係を続け、相互に魅力的なプログラムを実施していく。

生活介護部門では、視覚障害と知的障害・精神障害を併せ持つ利用者に対し、安定した生活や日中活動の場を提供していく。利用者の年齢層は幅広く、必要とされる支援の内容も多様である。安全で安心できる生活をできるよう環境整備を行うと同時に、重度の障害をお持ちであっても、可能性や活動の場が限定されないよう、ボランティアの協力を得てサービス提供を行う。また、高齢の利用者に対しても、よりニーズに合った、たとえば盲老人ホームやサービス付き高齢者住宅等への移行を検討し、どんな方であっても地域移行の可能性も探っていく。

全国の視覚支援学校からの現場実習や体験入所の受け入れは、引き続き積極的に行う。近隣だけでなく、遠方の福祉事務所、相談支援事業所、眼科診療所等に対する広報活動に力を入れ、施設入所支援を含め、利用者増をめざす。従来行っていた重複障がい者相談に加え、白杖歩行等の訓練に関する専門相談については、相談室とも連携を取りながら部門でも積極的に対処する。

職員の雇用形態、勤務シフトが多様化しているが、利用者へは統一した関わり方ができるように、職員間の情報共有を大切にする。また、強度行動障害や発達障害、生活困窮等、さまざまな障害や困難な状態への適切な対応や、生活環境調整、相談支援等のソーシャルワークについての知識を身につけると同時に、今まで蓄積してきた視覚障害に関する専門性の高い訓練上の知識や経験を新しい職員に伝えていく。

障害福祉サービス事業所 日本ライトハウスわくわく

「日本ライトハウスわくわく」利用者は95名を超える登録数となっているが、ジョイフルセンターやデイワークセンターといった旧法施設からの利用者も多く、高齢化や家族環境の変化により、健康に継続利用する事が困難になる方も少なくない。居住地域の支援者と連携を密にして、無理なく通所できる環境を整えると共に、今後の生活の安定を考えていく。

楽しく充実したプログラムの提供については、変化する利用者の意向や趣味を考慮しながら、ボランティアとの繋がりをより強め、新鮮味のあるプログラム作りを行う。

行事や特別プログラムでは、普段はなかなか体験できない事や、やらない事へのチャレ

ンジや、個人では行かない、行きづらい場所へ仲間と一緒になら楽しめるという発見が出来るよう企画・立案していく。

視覚障害だけでなく、多様な障害を併せ持つ等の支援を多く必要とする方も増えている。職員もより専門性を必要とされる事から、多様な障害やニーズに応じられるよう積極的に外部研修に参加させる。

支援業務を細分化する事で負担の軽減を行う。また若い職員に対する新人教育、スーパーバイズを計画的に行い、専門性やサービスの質の維持、向上をはかり、働きやすく明るい職場づくりを目指す。

職業訓練部

1. 訓練体制の充実化

障害者の能力開発訓練は、就労支援の重要な柱である。視覚障害者に特化した訓練施設としての専門性を高めるため、引き続き努力を重ねる。

訓練内容の面では、訓練生の障害の多様化が進んでいる。それぞれのレベル、ニーズに合った技術を提供できるよう努める。また、訓練生の就職活動の強化や、就職している修了生に対してのサポートについても引き続き行う。

2. 障がい者委託訓練や就労移行支援、就労定着支援事業との連携強化

短期委託訓練は、多様な職業訓練機会を提供するという意味で、今年度も継続していく。3か月の訓練で就職に結びつけることが求められている。厳しい現実ではあるが引き続き努力したい。

また、今年度から在職者訓練を開始する。「日本ライトハウスきらきら」の就労移行支援、就労定着支援事業と合わせて、在職者のパソコン訓練や復職支援を行う。復職後の仕事内容を会社側と相談しながら構築していく支援は、本体事業である「職業訓練部」の訓練内容の向上にも役立つものである。職業訓練を核に関連事業との連携を推し進めていく。

3. 職場・実習先の開拓

視覚障害者の就職についてはきわめて困難であり、実習先も少ない現状があるが、これを改善するため、職場実習先の開拓に力を入れ、訓練生が就労体験できる機会を増やし、企業側に視覚障害について理解していただき、就職に結びつけられるよう努力する。さらに事務職以外の職種の開拓に取り組んでいきたい。

4. 外部との協力

視覚障害者に対する就労支援の専門機関として、外部の講習会受託や研修発表などを通じて、社会に対する啓発を強化していく。以前から開催している見学会や「特定非営

利活動法人タートル」の協力を得てのオープンデイ、「高齢・障害・求職者雇用支援機構」主催の障害者職業生活相談員資格認定講習（約240社参加）での講義を継続する。このような活動に加え、企業や関係機関の方々に対しては、訓練見学・説明会の機会を増やし、視覚障害についての理解を深めていただくことと、企業との関係作りを目的として、一般企業への就職の増加、また定着できるように働きかけていく。

昨年度は他の視覚障害者就労支援機関の情報交換会を主催した。今後も継続することにより、全国の視覚障害者施設と情報や技術を共有し、連携することで、視覚障害者の就労につなげていく。

盲導犬訓練部

1. 人材の育成と業務

今年度は日本ライトハウス盲導犬訓練所設立50周年にあたる。これまで多くの方々からの物心両面の大きな支援と関係団体との連携により、これまで753頭という盲導犬を作出し、ユーザーに届けることが出来た。持ち替えだけでなく新規利用者の要望にも応えられるよう、今後も、質の高い盲導犬の供給に努力する。

ただ残念ながら職員の産休、育休、退職等、職員をめぐる家庭環境や社会状況の変化に、人材確保が追い付いていない。十分な人員が確保できない状況で、熱意と責任感だけでは解決できない多くの問題があり、運営には厳しい面も否定できないが、職員の育成、資質の向上を目指すところは曲げられない。指導員育成のため、今年度は「視覚障害生活訓練等指導者養成課程」に、訓練チームから1名を派遣する。また連合会の訓練士・指導員認定に向けての受講と受験を引き続き行う。

2. 繁殖計画

昨年同様AGBN(アジア・ガイドドッグ・ブリーディング・ネットワーク)を通じて他訓練所との協力体制を推し進める。繁殖担当職員は昼夜を問わずに発生する事態に対応する必要がある。現在はパピー担当も兼ねざるを得ないため、負担過重となっており、訓練担当をパピー担当に1名異動することとする。また繁殖業務を委託できる人材を単発的に依頼し、担当職員の業務軽減を継続する。

3. 財政的な課題

- ・現協力者やボランティアを母体とした協力体制を維持し、有効にその力を活用する。
- ・盲導犬を育成するための街頭募金を引き続き年12回実施する。
- ・「盲導犬を育てる会」会員の確保に努める。
- ・利用者負担を継続する。
- ・講演活動等について、当事者対象を除き収入に結びつく努力を継続する。

4. 育成頭数

年間20頭の目標を維持することが極めて難しい状況ではあるが、努力目標とする。

なお、昨年度の作出頭数は16頭で内訳は以下のとおりである。

大阪府(3)、香川県(1)、和歌山県(1)、奈良県(1)、愛知県(1)、徳島の盲導犬を育てる会(1)、長野県(1)、上田市(1)、中山視覚障害者福祉財団(1)、グリーンフロント堺(1)、参天製薬株式会社(1)、全国盲導犬施設連合会(2)、盲導犬を育てる会(1)

大阪盲人ホーム(はなてん治療院)

あはき業は治療家としてのプライドをもって一生続けられる優れた職業である。あはき業界および視覚障害者に対する法人の責任を果たすため、就労の場の提供、および地域住民の健康づくりの担い手として、「はなてん治療院」を運営する。

金曜夜間および日曜午後開業を続けるとともに新しく宣伝チラシを配布するなど、少しでもご利用しやすい環境を作る。また今こられているお客様に丁寧に接することで評判を維持し、衛生的で明るい治療院運営によりお客様の増加を目指す。

その他、「盲人ホーム」という実習施設としての役割を果たすため、定期的に講師を招き、新しい技術や知識を得る機会を作る。施術メンバーの工賃は出来高制で、施術料の8割をお渡しする。

日本ライトハウス居宅支援センターてくてく

1. 障害者総合支援法関連事業

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援を行う。

外出支援事業である『同行援護』制度は、「通院」に加え「参加」を促す重要な制度として介護業界の認知度が高まり、他事業所の相談員・ケアマネージャーからのご紹介・連携も当たり前になってきて、利用者数は増加している。

目が不自由であっても当たり前に出外する、ということを当たり前支援していけるよう、複雑化する多様なニーズに応えられるよう引き続き事業所体制を整え、ヘルパーの研修もより計画的に行っていく。

相談事業においては、介護部門との連携も密にして事業に当たる。

利用者支援にあたっては、担当する相談員をはじめ地域のケアマネージャーや「鶴見区障がい者基幹相談支援センター」との連携・協働により、対応力の強化に努め、切れ

目のないサービス提供を行う。

2. 介護保険法関連事業

訪問介護・居宅介護支援・介護予防型訪問サービス・介護予防ケアマネジメントを行う。

介護保険事業では、加齢に伴って重度化していく利用者の多様な日々の問題を一緒に受け止め、地域の支援者とも連携しながらの解決を支援している。医療との連携をより重視しつつ、利用者・家族への支援を行っていく。

障がいの制度を使ってこられた方が65歳になるにあたって、介護保険と障がいの制度双方での非常に繊細な支援が必要となっており、引き続き相談支援や区役所、医療と緊密に連携をとりつつ支援を行っていく。

特に、目の不自由な方が認知症になられた場合の支援の方法や権利擁護については、十分な配慮を要し緊急かつ重い課題となっている。「鶴見区障がい者基幹相談支援センター」、「日本ライトハウスてくてく」全体で協力しつつ、医療・介護・障がいの垣根を超え、地域包括支援センターや成年後見人など多職種の連携により支援を行いつつ、ノウハウの蓄積を目指している。

鶴見区障がい者基幹相談支援センター・相談室

「SDGs（持続可能な開発目標）」は、「誰ひとり置き去りにしない社会」の実現を理念とする国際社会共通の目標である。今後社会が向かうべき方向性に着目したとき、鶴見区障がい者基幹相談支援センター（以下、区センター）は、常に事業の連続性を意識し、循環型社会の構築を目指さなければならない。

地域のノーマライゼーション拠点として、区センターは、多様で複雑化した生活上のニーズをもつ個人や家族が社会から排除されないよう、ソーシャルワークを基盤に、関係機関、社会資源等と連携協働し、形成されたネットワークを個々の援助へ活用していく。

本年度は基幹型相談支援センター受託後、第2期最終年を迎え、これまでの地域での取り組みを発展させるとともに、次期区センター事業の再受託に向けた準備を進める。

以下に本年度重点的に取り組む課題を整理する。

1. 個別相談援助

地域のワンストップ相談機関であることを念頭に生活困窮、虐待、8050問題、ヤングケアラー問題など世代を超えて連鎖する複合・重層的な生活課題に対応する。その際、年齢や属性などによって個人を制度の枠組みにはめ込むのではなく、総合的で個別化された柔軟な援助を展開する。

<具体的実践項目>

- ・電話、来所、訪問など個々のケースに応じた相談援助場面の設定。

- ・丁寧なアセスメントに基づく課題解決、適切な社会資源への仲介・調整。
- ・相談者の権利を擁護し、必要に応じ成年後見制度利用を支援する。
- ・定期的なグループワークを実施し、参加者の社会関係性の回復を支援する。
- ・計画相談支援（「日本ライトハウスてくてく」事業）の実施。
- ・「日本ライトハウスきらきら」「日本ライトハウスわくわく」のインテークワーク。

2. 地域の福祉力強化

ソーシャルインクルージョンの実現を目標に、ミクロな援助実践の蓄積をメゾレベルの福祉力強化へと結びつけていく。個別の支援から地域課題を抽出し、ソーシャルアクションへと展開していく。その結果、地域住民一人一人が、身近にある阻害や排除に気づき、つながりによって支えあえるような仕組みを構築する。

そのため、地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域の学校、自治会などの活動に積極的に協力する。

<具体的実践項目>

- ・地域自立支援協議会の主体的運営。
- ・区センターを地域に開放し、様々な世代、属性をもつ人たちが多目的に活用できる場を提供する。
- ・社会福祉協議会のサロン活動、地域の高校で実践される居場所カフェ等に協力し、潜在的なニーズを抱える人の把握、発見、アウトリーチにつなげる。
- ・地域住民や地域の公私の社会資源との関係形成を援助する。

3. 福祉教育の実践

多数決や排除ではなく多様性や包摂という価値を基盤に共生が生まれる。学齢期・成長期におけるインクルーシブ理念の醸成は、その後の地域共生社会の実現に欠かす事がない重要な要素であり、教育現場と協働して、こどもたちが共に生きるということの裏側にある差別や偏見、優性思想の問題と真摯に向き合えるような機会を提供する。

<具体的実践項目>

- ・教職員を対象とした『先生のための福祉教育講座』の開催。
- ・共生への理解を促進するために、福祉教育プログラムを開発し、地域の学校で実践する。
- ・教育現場での実践経験を一般市民対象の講座へと拡張する。

4. スーパービジョンの充実

地域共生社会の実現には、制度横断的な知識を有し、包括的な相談支援と協働の中核を担うソーシャルワーク専門職の存在が必須であり、区センターが主体となって専門職のスキルアップを支援する。

また、支援者の倫理的ジレンマに寄りそい、バーンアウトを未然に防止するよう努める。このようなプロセスを通じて、区センター職員が自己の気づきや学びを深め、互い

に成長を支えあう。

＜具体的実践項目＞

- ・各種事業所職員、相談支援従事者等への後方支援。
- ・幅広い専門職を対象とした研修会の開催。
- ・社会福祉士養成を目的とした実習生の受け入れ。
- ・大学や専門学校など、専門職養成機関への講師派遣。

養成部(視覚障害生活訓練等指導者養成事業・

地域生活支援事業)

養成課程修了者を対象としたフォローアップ研修は北欧における視覚リハビリテーションと福祉システムを学習する機会を提供する。医療技術の向上による視覚リハビリテーションのニーズに応えられる人材の育成、充実を図る。地域福祉の一環として中途視覚障害者の生活訓練を地方自治体である兵庫県、宝塚市、奈良県、和歌山県から委託されている業務はこれまでの実績を踏まえ、継続する。視覚リハビリテーションの研究・啓発のため、養成部監修の原著論文紙、「視覚リハビリテーション」の頒布を本年度も継続して全国の大学、専門学校に行っていき、国内外における学会、研究会、講習会で研究・発表・講演活動を維持する。

1. 視覚障害生活訓練等指導者養成課程の実施

基礎Ⅰ、基礎Ⅱ、通信教育におけるカリキュラムの効率的な運営を維持し、2年課程全体の充実を図っていく。

2. 教育関係者視覚障害リハビリテーション研修会の実施

特別支援学校教諭等、教育関係者に対して、視覚障害生活訓練等指導者養成課程と同様の目的で実施する。

3. フォローアップ研修

デンマークより講師2名を招聘し、スカンジナビア(デンマーク)の視覚リハビリテーションと学際的環境について学習できる機会を設け、日本における視覚リハビリテーションの充実を図る。

4. 在宅生活訓練(委託事業)の実施

在宅の視覚障害者に対して生活支援と自立の観点から、利用者のニーズにあった訓練計画の立案、地域の社会資源の有効利用、従来通り適切な内容・指導回数の維持を図る。

5. 広報活動、ホームページの充実

原著論文紙としての「視覚リハビリテーション」を全国の教育学部、社会福祉学部、視能訓練士養成校、眼鏡学校に頒布し、原著論文を広く募集する。養成課程のパンフレットも同様にして配布し、受講者の拡大を図る。養成部のホームページのe-learningの項目のなかで公開資料を充実し、広く視覚リハビリテーションを知ってもらう。

6. 書籍の刊行

安全交通試験研究センターより助成金(三宅文庫)を得て刊行されている「視覚リハビリテーション」の第91号(20-6月号)、第92号(20-12月号)を刊行する。日本ライトハウス養成部のホームページにて公開している本誌の総合目録、絶版となっているもののPDFファイルは視覚障害関係の資料として一般開放を継続し、学術雑誌としての質の向上を図り、原著論文を募集する。

7. 図書室の管理

視覚障害関係及び関連領域の図書、定期刊行物、新聞・雑誌、施設パンフレット等を購入・収集し、閲覧しやすいように整理する。

8. 光学事業

ホブニック研究所と高屈折率スタンプルーペ“みてみ”のロイヤリティ契約の更新、貼り付け型ルーペ(商品名:アイタック)の開発を継続する。

(株)ナイツと共同開発した近見視用単眼鏡(愛称:みてや)の販売を継続し、単眼鏡用スケールの特許権は保持する。

9. その他研修会・講習会・外部講師の受託の実施

視覚リハビリテーションの啓発・充実を目的として、医療関係者視覚障害リハビリテーション研修会、視覚障害リハビリテーション基礎講習会を実施する。

視覚障害関係の講座を持つ大学、専門学校、居宅介護の事業者に対する講師派遣を通じて、日本ライトハウスにおいて行われている専門教育の啓発を図る。

視覚障害生活訓練等指導者養成課程および

教育関係者視覚障害リハビリテーション研修会	—————	15名
医療関係者視覚障害リハビリテーション研修会	—————	20名
視覚障害リハビリテーション基礎講習会(2回)	—————	各20名
フォローアップ研修	—————	30名
在宅支援事業 奈良県	—————	年80回
和歌山県	—————	年150回
宝塚市	—————	年50回
兵庫県	—————	年50回

「視覚リハビリテーション」(第91・92号) ————— 各800部

視覚障害リハビリテーションセンター共通事業

1. 「ライトハウス通信」

修了者を対象に、「ライトハウス通信」を年1回発行することを継続する。法人や視覚障害リハビリテーションセンターの動きだけでなく、情報文化センターやチャリティグッズなどのコーナーを設けて法人の動きについて情報提供を行う。点字、大活字版およびメール版の3種類を発行する。

2. 各種委員会活動

- ・サービス改善・苦情解決委員会 ―― 各係における利用者の訴えを共有し、意見交換により解決策を検討する。
- ・虐待防止委員会 ―― 日常の関わりや支援をふりかえり、使用可能な資源や、望ましい支援方法等、情報共有および意見交換を行う。
- ・人権研修委員会 ―― 「倫理綱領」ならびに「職員行動規範」が、日々の業務実践とどのように結びついているか、事例を通して振り返る。
- ・事故リスク予防委員会 ―― アクシデント・インシデント原因分析を行い、事故防止、施設の保全に取り組む。
- ・防災委員会 ―― 防災体制の強化、BCPの理解と充実につとめる。
- ・衛生委員会 ―― 安全衛生に関する基本知識と理解、課題の発見、改善提案を行うと共に、自ら積極的に改善する。
- ・給食委員会 ―― 利用者や現場スタッフの意見を基に、メニューへの利用者の意見の反映、ニーズに合った食事提供や食事環境の改善について情報交換を行う。

3. ボランティア

視覚障害リハビリテーションセンター全体の活動を活性化させるために、日中活動や行事プログラムだけでなく、募金活動や清掃等、積極的にボランティアに活動していただける場の提供を継続する。そのため、大阪市ボランティア・市民活動センターや鶴見区ボランティアビューローほか、企業ボランティアの方々への講習会、交流会の単独および共同開催により、利用者とボランティアのニーズがマッチングするようコーディネートする。

4. 他機関との連携

近隣の福祉施設や関係機関との協力関係を継続し、研修や実務協力関係、技術指導や対人援助研修などにより、視覚障害についての理解を深めていただくとともに、職員の学びにつなげていく。神戸アイセンタービジョンパークでの定期的な相談窓口活動を続ける。その他、大阪医科大学への訪問相談および訓練に合わせ、医療機関との連携をさらに強める。

5. 広報・啓発活動

教育機関や各種講習会での講演、専門講座、大阪警察学校等関係機関への講師派遣および研修受け入れを行うほか、引き続き鶴見区社協と連携して福祉教育プログラムを実施する。また各種の問合せや国内外の見学にはできる限り対応し、視覚障害の理解と協力を求めてゆく。平成18年度から開始した情報提供誌「ぴっかぴか」の年2回発行を継続し、視覚障害関係団体以外の医療・福祉関連機関にも積極的に情報を発信する。そのほか、地区の行事や防災マップの取り組み、放出駅前駐輪防止キャンペーン、こども110番の家、地域団体のイベント共催など、地域ネットワークの一員として活動に参加する。また近年は公共交通機関利用時の事故防止やマナー向上を目的としてJR西日本等と協力し、見守りやお声掛けなどの必要性を継続的に訴えていく。

6. 職員研修

強度行動障がいや発達障害、てんかんの理解、防災、虐待防止、感染症等リスクマネジメント、相談援助技術、マナー接遇等、各種研修会に積極的に参加し、資質向上に努める。大阪市障害児・者施設協議会や日本盲人社会福祉施設協議会、全国盲重複障害者施設研究会等の主要施設として、大会・役員会・研修会に職員を派遣する。

情報文化センター

前年度は、2019年1月1日の「マラケシュ条約」発効と「改正著作権法」施行に続いて、6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が成立・施行され、当センターの視覚障害者情報提供事業において画期的な年となった。読書バリアフリー法は、「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目指すもので、点字図書館の整備やサピエの強化、ICT機器の普及の推進などが盛り込まれている。今年度から5年間は、この法律に基づいて策定された国の基本計画に基づき、具体的な整備が進められることになる。当センターでは、この歴史的な流れに棹を差し、東・西事業所と早川福社会館点字図書室の3施設が連携して、当法人の視覚障害者情報提供事業の安定的な発展に取り組んでいく。

各事業所の個別事業としては、西事業所サービス部では、読書バリアフリー法による利用対象者の拡大と、前年度成功したクラウドファンディングによる暗所視支援眼鏡の盲学校への寄贈事業、同製作部では、職員の技術力向上と養成方法の改善による点訳・音訳等ボランティアの安定的な育成、同総務部では、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用した広報活動などに取り組む。また、東事業所では、来年度から使用される中学部教科書の新版発行とともに、盲学校用電子教科用図書の新規発行、早川では、市内各区に出張しての利用者講習会の開催などを展開する。

1. ネットワーク事業(東事業所・西事業所)

広域的な情報提供サービスの向上を図るため、全国の関係団体との連携、協力を進め、中心的役割を果たす。

- ① 全国視覚障害者情報提供施設協会(101施設・団体)：理事長職を担うとともに、西事業所内に事務局を預かり、全国の情報提供施設・団体によるネットワークの発展を支える。また厚生労働省の委託によるサピエ図書館のサポートセンター業務を継続し、同協会と連携してサピエの発展に努める。
- ② 日本盲人社会福祉施設協議会：点字出版部会(25施設)の事務局を担当し、評議員を派遣するとともに、情報サービス部会(86施設)の運営に協力する。
- ③ 日本点字委員会：委員を派遣し、日本における点字表記法の決定と普及に寄与するとともに、数学・理科・情報処理記号専門委員会にも委員を派遣し、数学等専門分野の表記規則の改訂と普及に寄与する。
- ④ 近畿視覚障害者情報サービス研究協議会(41施設・団体)：会長職を務めるとともに事務局を預かり、公共図書館を含む関西の情報提供サービスの向上に努める。
- ⑤ 近畿点字研究会(35施設・24個人会員)：事務局を預り、点字表記法の統一、整備、普及に向けた研究活動を推進する。
- ⑥ 日本デイジーコンソーシアム：正会員として活動を支え、日本国内におけるデ

ジーの普及に取り組む。

2. サービス部(西事業所)

年間6,000名近い来館利用者と、2,000名に及ぶ図書の利用登録者、さらには全国から寄せられるICTの利用相談者に対して、総合的な情報サービスの提供をおこなう。特に増え続けるスマートフォンや、インターネットに接続してデジタイズ図書を読むことのできるサピエのデジタイズオンラインサービス、新開発のウェアラブル機器等の利用支援に力を注ぐ。また大阪府内における視覚障害関係施設・団体の要として、地域の中途視覚障害者やロービジョン者の相談に応え、いち早く、適切な福祉サービスにつなげるネットワークの発展に努める。

(1) 図書・情報サービス

- ① 点字・録音図書の郵送貸出サービスを継続しながら、サピエのデジタイズオンラインサービスの普及に努める。そのために、書誌情報の充実とコンテンツの提供体制を整えるとともに、インターネット環境を使えない利用者へのレファレンスや図書貸出にも対応していく。加えて、読書バリアフリー法による利用対象者の拡大に鑑み、高齢によって見えにくくなった方の利用登録をおこなうなど、柔軟な対応を目指す。また、独自編集の児童向け点字雑誌『アミ・ドゥ・ブライユ』を柱に、児童・生徒を中心とした点字読書の拡大に努める。
- ② 利用者個々の情報ニーズに応えるため、対面リーディング、プライベート製作、レファレンスサービスの充実を努める。蔵書の製作の希望など製作係とも連携し、貸出窓口の声も反映できるように対応していく。また、対面リーディングボランティアの技術とサービスの向上のため、『対面リーディング通信』(年6回)の発行や、対面リーディングの各自の取り組みをお互いにフィードバックしあえる「勉強会」「講習」「集い」を実施する。
- ③ 新着図書案内を中心とする利用者向け情報誌『読書』(月刊)を点字版、音声デジタイズ版、墨字版、メール版で約2,000部発行し、内容の充実を努める。また、図書にとどまらないサービスを知っていただくため、改訂したサービス一覧の送付を行い、合わせて録音図書の個人利用以外の複製、第三者への又貸しの禁止など、サービスを利用いただく上での注意事項についても理解していただく機会を設ける。

主な数値目標(カッコ内は2019年度の実績見込み。)

点字図書	直接貸出数	2,600タイトル (2,600)
	サピエ経由利用数	26,000タイトル (24,563)
録音図書	直接貸出数	53,000タイトル (53,034)
	サピエ経由利用数	62,000タイトル (59,625)
録音雑誌	直接貸出数	7,500タイトル (7,321)
	サピエ経由利用数	43,900タイトル (42,272)
プライベート製作件数		250件 (225)
対面リーディング利用件数		700件 (693)

(2) 用具・機器・インターネット利用支援サービス

- ① 国内最大級の視覚障害者用具・機器展示場として、約500点を実際に体験できる形で常時展示し、利用支援をおこなう。特に、最新の文字読上装置やウェアラブル機器等の体験を随時受付、情報提供する。さらに用具や機器の購入相談にとどまらず、視覚障害による生活上の困難、学校や職場での課題、福祉制度の利用相談などに対して幅広く、丁寧に対応する。
- ② パソコンやデジタイザー再生機、点字ディスプレイ、iPhone、iPadなどの個人講習をおこなうほか、月1回程度、話題の機器やソフトウェアの体験会や講習会を実施する。また、毎日新聞大阪社会事業団の助成による「ICTサロン」を年間10回程度開催し、パソコンサポートボランティア「ボイスネット」の協力を得て、最新機器の紹介・情報交換の場とする。さらに中山視覚障害者福祉財団や大阪市視覚障害者福祉協会、早川福祉会館点字図書室などの視覚障害者向けパソコン等講習会に講師を派遣する。
- ③ パソコンや電子機器の操作上の質問に答える専用電話「パソコンQ&Aサービス」を通して利用者を支援するとともに、新たに登場する電子機器の電話サポートにも取り組む。また、サピエのサポートセンター業務を受託し、全国の利用者の支援をおこなう。
- ④ 西日本最大級の視覚障害者用機器展示会「日本ライトハウス展」を開催するほか、総合福祉機器展「バリアフリー2020」の「目の見えない方・見えにくい方のための展示コーナー」を企画・出展する。また、大阪府眼科医会などがおこなう近隣の展示会に出展し、用具や機器の紹介と啓発に努める。このほか、メールマガジンを発行し、新商品や講習会情報など、視覚障害関連の情報を広く紹介する。
- ⑤ 企業や大学の製品開発等に積極的に協力し、視覚障害者が利用しやすい商品の選択肢を拡げることを目指す。

- ⑥ 昨年度実施したクラウドファンディングによる暗所視支援眼鏡「MW10 HiKARI」の盲学校への寄贈プロジェクトを継続しておこなう。
- ⑦ 昨年度、東京のSPAN(視覚障害者パソコンアシストネットワーク)と協力して実施したパソコンの遠隔講習会を継続するとともに、当館による遠隔講習会の実施を模索する。
- ⑧ 増加し続けるiPhoneについての問い合わせに対応するため、実際に操作が可能なiPhoneを準備するとともに、相談日・相談時間を設定し、業務の効率化に努める。

主な数値目標(かっこ内は2019年度の実績見込み。)

来館利用者数	5,500名 (5,216)
パソコンQ&A利用件数	3,500件 (3,516)
ICT機器個人講習件数	600件 (539)

(3) 地域ネットワーク推進事業

- ① 大阪府眼科医会や大阪府・市の視覚障害者関係施設・団体との連携で開設されたスマートサイト「大阪あいねっと」を事務局としてリードし、広報・周知に努め、さらなる発展を図る。また、大阪市保健所難病相談会、近隣の病院で開催される視覚障害者向けサロン、近畿の盲学校など視覚障害関連の研修会や相談会に講師を派遣し、地域連携を進める。また、全国的な注目を集める神戸アイセンターのビジョンパークに定期的に相談支援員を派遣し、当法人のサービスや福祉制度の広報に努める。
- ② 就労している視覚障害者と雇用主の相談に対し、当法人職業訓練部や外部機関と連携しながら、機器・用具の導入相談をはじめ、機器使用訓練、職場環境の整備、通勤時の歩行訓練など幅広い支援をおこなう。
- ③ 地域の視覚障害者を対象にした文化事業「わろう座」を西事業所で年数回開催し、コミュニケーションと交流の輪の拡大を図る。

3. 製作部(西事業所)

貸出・提供用の図書をボランティアの力を借りて製作する点字製作係・録音製作係と、行政や教育機関、事業者等からの受託製作と先駆的事業の開拓に取り組むメディア製作センターが連携し、“学び、働き、暮らし、楽しむ”ことに繋がる情報を中心に、質の高い点字、録音、電子書籍、音声解説等の製作をおこなう。また引き続き、「点字たねまき事業」として児童向け点字雑誌『アミ・ドゥ・ブライユ』の発行と、専門音訳技術と電子書籍の統合発展を目指す「HyMe(ハイミー)事業」の推進に努める。

さらに、点訳・音訳等の熟練ボランティアが高齢化等により減少する中、担当職員の技術力を高めるとともに、ボランティアの養成方法を改善し、ボランティアの安定的な

育成と技術の底上げに取り組む。

(1) 点字製作係

約140名のボランティアの協力を得て、年間合計約320タイトルの蔵書・雑誌・プライベート製作をおこなう。特に児童・生徒を対象にした点字図書の利用拡大と、ボランティアの養成・技術向上に力を入れる。

- ① 児童向け点字雑誌『アミ・ドゥ・ブライユ』(年6回)の発行を継続し、全国の希望者に無償で送るとともに、小・中・高校生を対象にした図書の製作に努める。また、第3回読者交流会を開催する(大阪開催予定)。
- ② 点訳ボランティア養成講習会初級・中級コース(全24回)を開催し、新たな点訳者の養成に努める。
- ③ 毎日新聞大阪社会事業団との共催による専門点訳講習会「古文点訳コース」(全6回)、「エーデル点訳コース」(全3回・2コース)を実施し、一般書の古文表記や、図形の点訳の基礎について学ぶ。
- ④ 英語、数学、古典、楽譜、東洋医学など専門点訳グループの協力を得て、プライベート製作の充実を図る。
- ⑤ 『点訳通信』(年4回)を発行し、ホームページで公開する。

主な数値目標(かっこ内は2019年度の実績見込み。)

蔵書製作(貸出・提供用)	200 タイトル (240)
雑誌製作(週刊・月刊)	42 タイトル (42)
プライベート製作	70 タイトル (70)

(2) 録音製作係

約250名のボランティアの協力の下、館内の録音スタジオと、インターネットを利用した製作システム「ウェブスタジオ・なにわ」を活用して年間約400タイトルの蔵書・雑誌・プライベート製作をおこなう。また、メディア製作センターと連携して、ボランティアの育成と技術向上を進める。

A. [音声デイジー図書]

- ① 「音訳ボランティア養成講習会」の「1 初心者・入門編」「2 実践・応用編」「3 蔵書製作講習」を開講し、蔵書製作を担うことのできる新たなボランティアの育成に努める。
- ② 音訳ボランティアのグループリーダーと連携して、例会や勉強会の内容を充実させ、蔵書の品質向上と安定的な製作を目指す。また、活動中のボランティアを対象に、「読み方講座」の開催、および校正者・デイジー編集者の養成をおこなう。
- ③ 地域で活躍する音訳ボランティアを対象に専門音訳講習会「英語コース」(全

6回)「小説の読み方コース」(全1回・2コース)「音声解説 基礎・応用コース」(全8回)を開催し、専門音訳者の育成・拡大に取り組む。

- ④ 録音雑誌『週刊新潮』の安定的な製作を目指して、新規音訳者の確保に努める。
- ⑤ 『ろくおん通信』(年6回)を発行して、ボランティアの技術向上を図るとともに、ホームページで公開して全国の音訳ボランティアに知識を提供する。

主な数値目標(カッコ内は2019年度の実績見込み。)

蔵書製作(貸出・提供用)	200 タイトル (195)
雑誌製作(週刊・月刊)	141 タイトル (141)
プライベート製作	45 タイトル (47)

B. [音声解説]

- ① ボランティアの技術向上を目指し、毎月、勉強会を開催する。
- ② 全視情協の「シネマ・デイジー検討プロジェクト委員会」を主導し、ガイドラインの見直しや講習会への講師派遣などを通して、普及と品質向上に努める。
- ③ テレビ番組への音声解説、映画の音声ガイド付与の必要性を働きかけ、周知・普及に努める。
- ④ バリアフリー上映会を実施し、視覚障害者等の鑑賞の機会を作り、加えて関係者や一般の方にも、その重要性の周知を図る。
- ⑤ DVDの映画やテレビ番組をシネマ・デイジー化して製作する。

主な数値目標(カッコ内は2019年度の実績見込み。)

バリアフリー上映の企画・音声解説製作、調整等	10作品(16)
シネマ・デイジーの製作・提供	15作品(15)

(3) メディア製作センター(東事業所・西事業所)

行政や教育機関、事業者等から、出版物の点字、録音、テキストデイジー、マルチメディアデイジー版の製作を受託する。引き続き、専門音訳技術と電子書籍との統合をめざすHyMe(ハイミー)事業の研究を進める。

A. 点字ユニット

- ① 地域の小・中学校、高校、大学に通う視覚障害児童・生徒が使用する点字版教科書・教材の製作・提供をおこなう。特に、今年度から大阪府教育委員会からの委託により提供する高等学校用点字版教科書・教材の製作において、新たにコーディネーター1名を配置し、当館と地域のボランティアグループによる製作体制を構築する。
- ② 盲学校の協力を得ながら、地域の学校の教員を対象にした点字指導法などのワークショップをおこなう。

- ③ 大阪市・その他の自治体、民間企業等の点字資料を受託製作する。

主な数値目標(かっこ内は2019年度の実績見込み。)

地域の小・中学校	14校・14名・72 タイトル (14校・14名・76 タイトル)
高校・大学	高校1校・1名、大学2校・2名(4校・4名)

B. デイジーユニット

- ① 国立国会図書館の「学術文献録音図書」を受託製作する。
- ② 厚生労働省委託録音図書製作事業を受託する。他施設では製作困難な長編シリーズ作品、学術文献、辞書などのDAISY図書を年間20タイトル、もしくは180時間以上製作し、指定施設への配付をおこなうとともに、「サピエ図書館」へ登録する。選書にあたっては、指定施設からの要望なども踏まえ、有識者で構成される「図書選定委員会」で十分に検討する。
- ③ 日本盲人福祉委員会「音声版選挙公報製作・普及プロジェクト」に参加し、国政選挙・地方選挙の選挙公報の音声版を製作する。
- ④ 国、および大阪市・その他の自治体、民間企業等の録音資料を受託製作する。
- ⑤ 外部団体の講習会への講師派遣、および講師の養成をおこなう。
- ⑥ 録音製作係と連携して音訳者・校正者の養成、技術向上に努める。

C. 電子書籍ユニット

- ① HyMe事業の一環として、音訳教材データベースシステムを運用し、全国の視覚的資料の専門音訳ボランティアの協力の下、盲学校に通学する視覚障害生徒に音訳教材を提供する。また、HyMeによる一般書の製作・提供に向けて、試作・モニタリングを実施する。
- ② デイジー教科書製作ネットワークのメンバーとして、義務教育課程のマルチメディアデイジー(以下MMD)教科書を製作し、同ネットワークの配信サイトに提供する。
- ③ 厚生労働省委託事業としてMMD図書を製作し、指定施設への配布と同時に「サピエ図書館」へ登録する。
- ④ テキストデイジー(以下TD)図書を蔵書製作し、「サピエ図書館」に登録して、全国の利用者に提供する。
- ⑤ 全国の公共図書館、学校図書館、個人利用者等に向けた「MMD図書ダウンロードサービス」を運用し、当館製作のMMD図書を配信する。
- ⑥ 活動中のボランティアを対象に、毎月、TD・MMDの製作勉強会を開催する。また、プライベートサービスでのテキストデータ製作の効率化を目指し、OCRソフトウェアの使い方勉強会を開催する。
- ⑦ 自治体等の依頼に応え、MMD図書、TD等の製作講習会や講演会への講師派遣をおこなう。

主な数値目標(カッコ内は2019年度の実績見込み。)

MMD教科書製作	3 タイトル (11)
MMD図書製作	10 タイトル (12)
テキストデータプライベート製作	20 タイトル (14)
TD図書製作	30 タイトル (26)

4. 研究開発事業(東事業所・西事業所)

- ① 西事業所の図書館管理システムILIS(アイリス)の安定的な運用と効率化を図る。
- ② 東・西事業所の館内管理システムを、相互協力によって、安定的に維持・管理する方法を検討する。

5. 教科用図書の製作・供給事業(東事業所)

全国の盲学校(特別支援学校)で使用される点字・拡大・デジ版の教科用図書を発行する。

盲学校用点字教科書の発行：令和3年度から使用される中学部教科書の新版を発行する。

盲学校用電子教科用図書:盲学校理療教科用図書編纂委員会編シリーズのUDブラウザ版を、令和3年度用から新規発行する。また、同シリーズのブレイルメモ版を令和4年度用から新規発行することを目指し、準備を進める。

6. 多部数複製利用点字データ製作・供給事業(東事業所)

以下の点字データを編集、製作し、提供するほか、需要に応じて再編集し、サピエ図書館を通じて一般利用に供する。

- ① 視覚障害児童・生徒・学生の教材を選択、編集して点字データ製作を行う。
- ② 厚生労働省委託点字図書の編集、点訳を行う。
- ③ 大阪市など行政機関の委託を受け、広報誌の編集・製作・配布を行う。
- ④ 官公庁や企業の依頼による点字印刷物、点字サインなどの製作を行う。
- ⑤ 点字の価値や魅力をアピールするような図書、点字の習得に役立つ資料等の企画・製作を行う。
- ⑥ コンピュータと三次元切削機を用いた触図・触察模型の製作に関する研究を推進するとともに、西事業所での模型ライブラリーの充実を図る。
- ⑦ 点字自動製版機ZPメーカー(仲村点字器製作所製)が常に良好な状態で動作するよう整備・保守を継続するとともに、修理不能な部品を新規に作製する方法を研究する。また、他施設に対して、元年度までに開発した新電子回路を提

供する支援を実施できるよう調査・準備を進める。次世代製版機の開発動向に関する調査を継続する。

7. 厚生労働省委託事業(東事業所・西事業所)

厚生労働省の「視覚障害者用図書事業」の規定に基づき、有識者で構成する図書選定委員会の選定に基づき、点字・音声・マルチメディアデイジー図書の制作提供を行う。

- ① 点字図書：視覚障害者・児の知識、教養、学習等の向上に資する図書を広範な分野から選定し、年間22タイトル以上をデジタルデータで制作し、指定施設への貸出を行う。また一部触図入りデータを除き、サピエ図書館への登録を行う。
- ② 音声デイジー図書：他施設で制作が困難な長編シリーズ作品、学術文献、辞書などの図書を選定し、年間20タイトルもしくは180時間以上を制作し、指定施設への貸出を行うとともに、サピエ図書館へ登録する。
- ③ マルチメディアデイジー図書：視覚障害等を持つ児童・生徒の学習や就職を支援する図書、生活に役立つ実用書などを選定し、年間8タイトルもしくは56時間以上を制作し、指定施設への貸出を行うとともに、サピエ図書館へ登録する。

8. 総務部(西事業所)

- ① 広報活動を展開して、西事業所をはじめ、当法人への理解と支援の拡大に努める。特にホームページを随時更新し、視覚障害者をはじめ関係者、一般市民に向けて魅力的で、わかりやすい広報をおこなう。さらに企業や公共団体と提携して、バリアフリー製品や設備、サービスのモニター評価や広報に協力し、バリアフリー社会の実現に寄与する。
- ② SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用した広報活動に着手し、関係者をはじめ、一般市民の注目と支援を引き出せるような情報発信を展開する。
- ③ ボランティア友の会世話人会と連携し、550名に及ぶボランティアとのパートナーシップを深め、ボランティアが快適、円滑に活動できる環境を整える。
- ④ 西事業所を拠点に活動する当事者団体、大阪府網膜色素変性症協会(JRPS 大阪)やきんきビジョンサポートなどとの連携、協力を進める。また、視覚障害者やボランティアのグループなどを主対象に会議室を貸し出すとともに、見学希望を積極的に受け入れて、法人への理解と支援の輪を広げる。
- ⑤ ボランティア・支援者向けの情報誌「ONE BOOK ONE LIFE」を毎月1,000部発行し、当館の活動と視覚障害者の諸課題について理解を広める。
- ⑥ 韓国・シロアム視覚障害者福祉館、ダスキン愛の輪基金(アジア・太平洋障

害者リーダー育成事業)などとの連携を深め、国際交流に努める。

- ⑦ 東事業所製作の三次元地形模型による“さわって観る”模型ライブラリーの展示・公開を継続し、充実を図る。

9. 早川福祉会館点字図書室

大阪市立早川福祉会館点字図書室の運営は、新たに大阪市から3年間の長期契約の2年目を迎える。業務委託仕様書に沿った適正な運営に努めるとともに、利用者サービスと施設機能の充実を目指し、以下の取り組みをおこなう。

- ① 西事業所と連携し、図書利用や機器操作習得支援などを目的とした利用者講習会を館内や市内公共施設等で開催し、情報提供の充実に努める。
- ② 利用者を対象としたアンケートを実施し、施設に対するニーズを把握する。対応が可能な項目は職員で共有しながら取り組みをおこなう。また協議が必要な事項については、委託者である大阪市に対応策や提言などをおこなう。
- ③ 点訳・音訳ボランティア養成講習会等の広報手段を工夫し、募集定員の充足を目指す。また、各ボランティアグループとの協働による安定した資料の製作とプライベートサービスの充実を図る。
- ④ 市内福祉関係機関の担当窓口を訪問し、施設の広報活動をおこなうとともに、民生委員や相談支援専門員など地域の支援者への情報共有を図ることで訪問効果を高める。

主な数値目標(かっこ内は2019年度の実績見込み。)

貸出数	デージー図書	32,000タイトル (32,760 タイトル)
	テープ図書	1,200タイトル (1,368 タイトル)
	点字図書	550タイトル (576 タイトル)
対面読書		210件 (208件)
録音図書製作	蔵書	110タイトル (108 タイトル)
	プライベート (デージー)	100件 (89件)
点字図書製作	蔵書	125タイトル (120 タイトル)
	プライベート	180件 (164件)
サピエからの直接利用	デージー図書	36,000タイトル (34,584 タイトル)
	点字図書	6,500タイトル (5,864 タイトル)